

岡山ネットワーク株式会社約款集～iPhone レンタル編～

第 1 条(総則)

岡山ネットワーク株式会社(以下「oni」という)は、第 3 条に定める iPhone レンタルサービス(以下「本サービス」という)の提供に関する諸条件について、以下の通り iPhone レンタル約款(以下「本約款」という)を定め、本サービスの提供には本約款と別途定める「岡山ネットワーク株式会社契約約款集～oni モバイル編～」(以下「oni モバイル約款」といいます。)が適用されるものとします。

第 2 条(用語の定義)

本約款における用語を、次の各号の通り定義します。

- (1)「スマートフォン端末」とは、本サービスにおいてレンタルされる Apple 製スマートフォン端末(iPhone)をいいます。
- (2)「レンタル端末」とは、スマートフォン端末および音声 SIM の総称をいいます。
- (3)「申込者」とは、レンタル端末について、本サービスの利用を希望する個人または本サービスを希望する法人をいいます。

第 3 条(本サービスの内容)

申込者は、本サービスの内容を、以下の各号に定めるレンタル端末の中から選択することができます。なお、本サービスの提供地域は oni エリア内に限られます。

- (1)iPhone16レンタル/5GB プラン(iPhone16+データ SMS 機能付き音声 SIM 5GB/月)
iPhone16 とデータ SIM 音声(データ通信容量 5GB)のセットをレンタルするプランです。
次号以下は、データ通信容量が異なるだけで、内容は共通です。
- (2)iPhone16レンタル/30GB プラン
- (3)iPhone16レンタル/40GB プラン
- (4)iPhone16レンタル/50GB プラン

2 本サービスは、oni の固定回線有料サービス「oniTV、oniNet」両方、または、いずれかのサービスに加入している方へのサービスとなります。oni の固定回線有料サービス未加入者は本サービスの契約はできません。

第 4 条(約款の変更)

oni は、変更後の本約款を oni ホームページにおいて事前に公表することにより、申込者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。

この場合、申込者は変更後の約款の適用をうけます。(<http://www.oninet.ne.jp>)

第 5 条(レンタル料金等)

1 本サービスにおけるレンタル料金は、別表料金表に定めるものとします。

申込者に適用されるレンタル料金は、iPhone レンタル申込書(以下総称して「申込書」という)に記載するものとします。

2 音声通話、SMS(ショートメッセージサービス)の送信は有料であり、レンタル料金以外に、別表に定める料金が利用者の 音声通話、SMS の使用に応じて請求されます。

3 レンタル料金は、毎月1日から末日までの期間で請求を行います。利用開始日の属する月の翌月から

レンタル料金が発生します。

4 申込者は、申込書に記載の支払い条件に従い、レンタル料金等を支払うものとします。

第 6 条(期間)

1 本サービスの期間は 4 年間で最低利用期間として、申込者のレンタル端末の受取日より起算し、レンタル端末の受取日から 4 年が経過する日の月の末日までとします。最低利用期間内で解約する場合、別表に記載の違約金が発生します。

2 oni は、申込者から本サービス解約の申し出がない限り、4年間経過後も自動継続とします。

3 申込者は毎月 25 日までに当月のサービス解約を申し出なければならない。毎月 26 日から末日までの解約の申し出は、翌月の解約となります。

第 7 条(申込)

1 申込者は、予め本約款に同意の上、申込書に必要事項を記入し、oni に提出します。

2 oni は、申込者からの申込みを受け付けた後、必要な審査を行い、申込みの承諾、または拒絶を決定します。当該審査の結果、次の各号に定める事由に該当する場合、oni は申込みを拒絶することがあります。

(1) 申込みに際し、記入事項に虚偽の記載や不備がある場合

(2) 過去に申込者が第 20 条第 1 項に基づき本サービスの全部もしくは一部の提供を停止され、または契約を解除されたことがある場合

(3) 申込者が実在しない場合

(4) その他 oni が不相当と認めた場合

3 前項により申込みを拒絶したときは、oni は申込者に対しその旨を通知します。ただし、拒絶の理由は開示しません。

4 oni は、申込みを承諾した場合、申込者に申込み手続きが完了したことおよびレンタル端末納品予定日を通知します。なお、oni において申込み手続きが完了した時点で、本約款に基づく、本サービスに関する契約(以下「本契約」という)が成立するものとします。

第 8 条(申込の取消し)

1 申込者は、前条の申込みを取消す場合、レンタル端末納品予定日の7日前までに、oni に対しその旨を通知するものとします。当該通知が納品予定日の6日前から利用開始日までに行われた場合には、申込者は、キャンセル料として1ヶ月分のレンタル料金を支払うものとします。利用開始日以降、申込みの取消しはできません。

2 申込者による申込みの取消しが、oni のレンタル端末の発送手続き後に行われた場合、申込者は、レンタル端末を未開封の状態、レンタル端末の受取日から1週間以内に oni に到着するよう返却するものとします。3 週間以内にレンタル端末が oni に到着しない場合、第 17 条第 1 項による端末紛失として取り扱うものとします。

第 9 条(レンタル端末の引渡し)

oni は、oni の営業所又は申込者の住所のうち申込者が指定する場所にてレンタル端末をお渡しします。申込者は、oni がお渡ししたレンタル端末を受領した事実を証するため、oni 所定のスマホレンタル物件借用書兼受領書に署名、捺印をするものとします。

第 10 条(レンタル端末の利用)

- 1 申込者は、レンタル端末の受取日より本サービスを利用することができます。
- 2 申込者が個人の場合、申込者と同一住所に居住する二親等の親族以外の者を利用者として、レンタル端末を利用させないものとします。また、申込者と利用者が異なる場合、利用者の届け出が必要となります。
- 3 申込者が法人の場合、申込者の役員、従業員等、申込者の業務に従事する者以外の者を利用者として、レンタル端末を利用させないものとします。申込者と利用者が異なる場合、利用者の届け出が必要となります。
- 4 申込者は、違法に、または明らかに公序良俗に反する態様においてレンタル端末またはデータ通信サービスを利用してはならないものとし、利用者に対してもこれを遵守させるものとします。

第 11 条(レンタル端末の使用保管)

- 1 レンタル端末の所有権は oni に帰属します。
- 2 申込者は、善良な管理者の注意をもって、レンタル端末を使用、保管しなければならず、この使用、保管に要する諸費用は申込者の負担とします。
- 3 申込者は、次の行為をすることができません。
 - (1) oni の書面による事前の承諾を得ることなく、レンタル端末を第三者に譲渡もしくは転貸すること、または改造(アプリケーションのインストールを除く)すること
 - (2) レンタル端末について、質権および譲渡担保権その他 oni の所有権の行使を制限する一切の権利を設定すること
- 4 申込者がレンタル端末の引渡しを受けてから返還するまでの間に、レンタル端末自体またはその使用、保管に関して、第三者に損害を与えた場合は、申込者がこれを賠償するものとします。
- 5 申込者は、レンタル端末について他から強制執行その他法律的・事実に侵害がないように保全するとともに、仮にそのような事態が生じたときは、直ちにこれを oni に通知し、かつ速やかにその事態を解消させるものとします。

第 12 条(担保責任)

- 1 oni は申込者に対し、引渡し時においてレンタル端末がパンフレットに記載された性能を備えていることのみを担保し、申込者の使用目的への適合性等については担保しません。
- 2 申込者がレンタル端末の引渡しを受けた後、2 週間以内にレンタル端末の性能に関する不具合等につき oni に対して通知をしなかった場合、レンタル端末はパンフレットに記載された性能を備えた状態で申込者に引渡されたものとみなします。

第 13 条(レンタル端末の保証)

- 1 レンタル端末の引渡し後、パンフレット、本体注意ラベル等の注意書に従って正常に使用した状態で、スマートフォン端末の不具合、破損等が生じた場合、oni はスマートフォン端末を同等の代替え機に有料で交換します。ただし、別表の通り、別途費用が発生するものとする。

第 14 条(端末交換・修理の申し込み)

レンタル端末の故障時の端末交換については、申込者の申出により、oni のサービス窓口（以下「サービス窓口」という）にて対応するものとします。

・受付、サービス、故障・紛失・盗難窓口：

oni ビジョンコールセンター

（住所：岡山市北区新屋敷町1-1-18）

電話番号 0120-023-414

受付時間 9:00～18:00（年中無休）

第 15 条（端末交換の手続き）

1 申込者は、前条に基づきレンタル端末の故障を申し出た上で oni にレンタル端末を持参又は送付するものとします。レンタル端末を修理受付担当まで持参又は送付するにあたっては、スマートフォン端末のみを持参又は送付するものとします。

2 前項に基づき持参又は送付されたレンタル端末は、oni にて診断を行います。スマートフォン端末の診断の結果、故障と判定した場合、同等品のスマートフォン端末へ交換対応をします。

3 SIM カード故障の場合の取扱いは以下のとおりとします。

(1) oni にて診断の結果、SIM の故障と判断した場合、SIM カードの再発行をします。

(2) SIM カードの故障の場合、申込者は、SIM 再発行手数料 3,300 円（税込）/枚を負担し、SIM の再発行を行います。

4 oni が申込者にレンタル端末（交換品を含む）の返送を行う場合、お届け日時（以下「お届け日時」という）を申込者に案内し、レンタル端末の申込者の住所に送付します。申込者は、返送先として任意の場所を指定することはできません。レンタル端末の返送に要する費用は、oni の負担とします。なお、天候、交通事情等の理由により、お届け日時に遅れる場合や、お届け日時を変更する場合があります。

5 お届け日時に、申込者がレンタル端末を受領することができない場合、oni は、後日、料金着払いにて再度返送します。

第 16 条（端末交換申込時の注意事項）

申込者は、レンタル端末の交換申込みにあたり、以下の事項に同意するものとします。

(1) 第 15 条第 1 項に従い、スマートフォン端末を持参又は送付する場合、故障が生じたスマートフォン端末のみを oni に引き渡すものとし、SIM カード（データ SIM）、メモリーカード、付属品、利用者が取り付けた装飾品等は引き渡さないものとします。これらを引き渡した場合、oni は廃棄することがあります。

(2) oni に引き渡したスマートフォン端末または記録媒体に保存されている撮影映像・録音・住所録・おサイフケータイ/NFC などのデータ（以下「保存データ」という）について、oni は一切責任を負いません。故障したスマートフォン端末の送付にあたり、申込者は、自己の責任および費用負担にて必要な保存データをバックアップした後、スマートフォン端末内のデータをすべて消去するものとします。

(3) 端末交換を実施したスマートフォン端末は、レンタル開始時同様に初期設定をした状態でお渡しします。申込者は、自己の責任と費用負担において、受領されたスマートフォン端末のソフトウェアの再ダウンロード・再インストール等の設定を行うものとします。

第 17 条（レンタル端末の盗難、紛失、修理不能）

1 申込者がスマートフォン端末を盗難、紛失または修理不能になった場合、申込者は故障時の費用(別表に記載)を oni に対して支払いするものとします。

2 前項に規定する場合、oni は申込者に対し同等品端末へ交換するものとし、申込者は oni に損害が生じた場合にはこれを賠償するものとします。ただし、oni の責に帰すべき事由による場合は、この限りではありません。

第 18 条(ソフトウェアの複製等の禁止)

申込者は、スマートフォン端末の全部または一部を構成するソフトウェア製品(以下「ソフトウェア」という)に関し、次の行為を行うことはできません。

- (1) 有償、無償を問わず、ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用权を設定すること
- (2) ソフトウェアをスマートフォン端末以外のものに利用すること
- (3) ソフトウェアを複製すること
- (4) ソフトウェアを変更または改作すること

第 19 条(解約)

申込者が本契約を解約する場合、oni 所定の方法にて解約の申し入れを行うものとし、当該申し入れが当月 24 日までに行われた場合には当月末日、当月 25 日以降の申し入れの場合には翌月末日をもって解約とします。なお、この場合、解約日から、最低利用期間であるレンタル契約満了月までの残余期間に対し、中途解約金として別表に記載の違約金を請求します。

第 20 条(oni による本サービスの提供停止・契約の解除)

1 oni は、次の各号の場合、事前に申込者に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を停止、または本契約を解除することができます。これにより申込者、利用者または第三者に損害が生じたとしても、oni は一切責任を負いません。

- (1) 申込者(利用者を含む)が本約款に違反した場合
- (2) 申込者が oni の指示を遵守しなかった場合
- (4) 申込者と連絡が取れなくなった場合
- (5) 申込者が差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分を受けたとき
- (6) 申込者に対して破産、民事再生、会社更生または特別清算の申し立てがされたとき
- (7) 申込者がレンタル料金または第 15 条第 6 項に基づく費用を 2 か月支払わないとき
- (8) その他、申込者に不適切な行為があると oni が判断した場合
- (9) oni による本サービスの提供に支障を及ぼすおそれがある場合

2 oni は、天災地変、戦争等の不可抗力その他非常事態が発生、もしくは発生するおそれがある場合、またはその他やむを得ない事由が生じた場合は、申込者に対する事前の通知なく、本サービスの全部または一部の提供を一時的に中断、または停止することができます。これにより申込者、利用者または第三者に損害が生じたとしても、oni は一切責任を負いません。

第 21 条(レンタル端末の返還)

1 本サービスの期間満了により本契約が終了した場合、申込者はレンタル端末を oni に返還するものとします。なお、レンタル端末に蓄積された保存データがある場合には、当該データを消去した上

で返還するものとし、返還を受けたレンタル端末に保存データが残存する場合、保存データの漏洩等に起因して申込者、利用者または第三者に生じた損害に関して oni は一切責任を負いません。

2 本サービスの期間中の解除、解約その他の理由により本契約が終了した場合、申込者は、oni にレンタル端末を返還するとともに、第 19 条第 1 項に基づき中途解約金を支払うものとし、なお、申込者が oni の指定する中途解約金支払期日までに、中途解約金の支払いを行わない場合、申込者は oni に対し、当該違約金に加えて第 23 条に定める支払遅延損害金を支払うものとし、

3 前二項において、レンタル端末が返還されない場合、oni が別段の取扱いを定めた場合を除き、申込者は、第 17 条に準じた弁済金を、oni または oni の指定する先に支払うものとし、

第 22 条(引渡し・返還)

レンタル端末は、oni 窓口への持参、訪問した営業担当者への引渡し、郵送による引渡しのいずれかの方法により、返還するものとし、

第 23 条(支払遅延損害金)

申込者が本契約に基づく金銭債務の履行を遅滞した場合、申込者は oni に対し、支払期日の翌日より完済に至るまで年 14.6%の割合による支払遅延損害金を支払うものとし、

第 24 条(消費税の負担)

税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、当該税法の改正日を基準として、改正日以降における変動後の税率により計算する。

第 25 条(登録事項の変更届出)

申込者は、氏名(法人名)、住所、担当者名、電子メールアドレス、電話番号等、oni への届出内容に変更が生じた場合、速やかに oni 指定の方法で届け出るものとし、

第 26 条(通知の方法)

本約款および本サービスに係る事項について、oni から申込者に通知する方法は、書面、電子メール、電話、oni ホームページへの掲示等、oni が指定する方法によるものとし、

第 27 条(権利義務の譲渡制限)

申込者は、本契約上の権利および義務を第三者に譲渡し、またはそれに準ずる行為をすることはできません。

第 28 条(損害賠償)

oni に故意または重大な過失があった場合を除き、oni が本契約に関連して申込者に損害を与えたいかなる場合においても、oni の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害(逸失利益や休業損害を含みます)は含まないものとし、また、申込者よりレンタル料金として支払われた月額料金を上限とします。

第 29 条(免責事項)

前条の規定にかかわらず、oni は、以下の事由によって発生した損害について、一切責任を負わ

ないものとしします。

- (1) 故障に伴う端末交換において、付属品および装飾品がスマートフォン端末とともに引き渡された場合における、当該付属品および装飾品の破損、滅失、廃棄等
- (2) oni が実施した修理に起因するスマートフォン端末内のデータ破損・消失またはスマートフォン端末の輸送中のスマートフォン端末内のデータの破損・消失
- (3) レンタル端末が故障により使用できなかったことによる損害および修理期間中に申込者がレンタル端末を使用できなかったことによる損害

第 30 条(再委託)

oni は、本サービスの提供に関する業務の全部または一部を第三者に再委託できるものとしします。

第 31 条(反社会勢力の排除)

1 申込者は、申込者(法人の場合には、申込者又は申込者の役員等)が、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとしします。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ
- (7) 特殊知能暴力集団等
- (8) 前各号の共生者
- (9) その他前各号に準ずる者

2 申込者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとしします。

- (1) 暴力団的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて oni 等の信用を毀損し、又は oni 等の業務を妨害する行為

(3)その他前各号に準ずる行為

3 申込者が次の各号のいずれかに該当し、申込者と契約を締結すること、又は申込者との契約を継続することが不適切であると oni が認める場合、oni は、何らの責任等を負うことなく、本契約について、解除することができるものとしします。

- (1) 申込者が第1項各号のいずれかに該当することが判明したとき
- (2) 申込者が第2項各号のいずれかに該当する行為を行ったことが判明したとき
- (3) 申込者が第1項又は第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
- (4)前3号に関する必要な調査等に応じないとき又は当該調査に対して虚偽の回答をしたとき

4 前項の規定により、契約が解除された場合、申込者は、本契約に基づく債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとしします。

5 第3項の規定の適用により、oniに損害等(損失、損害又は費用をいいます。以下本条において同じとします。)が生じた場合、申込者は、その損害等を賠償する責任を負うものとします。

第32条(秘密保持)

1 申込者は、本契約に関連して知り得たoniの全ての情報を秘密として厳重に管理するものとし、書面によるoniの事前の承諾を得ないで第三者に開示もしくは漏洩し、本契約の履行の目的以外に使用し、または第三者に使用させる等の行為をしてはならないものとします。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りではありません。

- (1) 公知・公用のもの。
- (2) 知得した後、自己の責によらずに公知・公用となったもの。
- (3) 知得した際、既に自ら所有していたことを立証し得るもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなしに入手したもの。
- (5) 知得した後、知得した情報とは関係なく、独自に創出したことを立証し得るもの。

2 申込者は、oniから要求があった場合、または本契約が終了した場合、遅滞なく秘密情報をoniに返却し、または破棄もしくは消去するものとします。

第33条(申込者の個人情報の取扱い)

1 本サービスにおいて申込者からoniに提供された申込者の個人情報は、申込者への連絡、レンタル端末の送付等、本サービス提供のためのみに使用し、法令およびoniの内部規程に基づき管理します。

2 oniは、前項に規定する利用目的に必要な範囲で、申込者の個人情報の取扱いを営業代理店および第三者に委託することがあります。

3 その他、個人情報の取扱いの詳細は、oniホームページの「個人情報の取扱いについて」をご参照ください。<https://www.oninet.ne.jp/privacy/index.html>

第34条(定めなき事項)

この約款に定めなき事項が発生した場合、oniと申込者は契約の主旨に従い誠意をもって協議し解決に努めるものとします。

第35条(裁判管轄)

oniおよび申込者は、本契約についての一切の紛争は、訴額のいかんにかかわらず岡山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第36条(特約条項)

本契約について、申込者とoniが別途書面により特約した場合は、その特約は本契約と一体となり、本契約を補完および修正するものとします。

以上

2026年1月31日改定

【別表】 料金表

- 1 oni は、oni のレンタル端末を利用開始以降、申込者から請求があった場合、料金表の規定によりオプションサービスを提供します。
- 2 オプションサービスの提供料金に関しては以下に定めるものとします。
- 3 月額料金は、以下に定めるものとします。
- 4 すべて消費税込みとなります。

※初年度～4年目までの基本料金

コース名	月額利用料
iPhone16 5GB セット	3,850円
iPhone16 30GB セット	5,280円
iPhone16 40GB セット	5,830円
iPhone16 50GB セット	6,380円

※5年目以降の基本料金

コース名	月額利用料
iPhone16 5GB セット	1,881円
iPhone16 30GB セット	2,871円
iPhone16 40GB セット	3,421円
iPhone16 50GB セット	3,971円

※上記金額は、oniNet または、oniTV と oniNet 加入者向け価格となります。oniTV のみ加入者の場合月額プラス220円加算されます。

※(通信速度)LTE 網: 下り最大 1288Mbps、上り最大 131.3Mbps。5G 網: 下り最大 1.95Gbps/上り最大 470Mbps。

※本サービスの通信速度はベストエフォート方式であり、最大通信速度を保証できるものではありません。

また、通信設備や端末、配線状況、他回線との干渉、回線の混雑状況、無線基地局設備から契約者回線までの端末までの距離などにより、使用可能な通信速度は低下します。

【オプションサービス】

商品名	月額利用料
あんしんサポート	550円
iフィルター	330円
追加クーポン(1GB)※1	550円
留守番電話	330円
キャッチホン	220円
10分かけ放題(個人)※2	935円
10分かけ放題(法人)※2	1,760円

※1 追加クーポンは当月末までの有効となります

※2 oni 指定の「0037 ダイヤラー」を使い、0037695 のプレフィックスを追加した発信のみ対象となります。

また、国内通話に限ります。(一部通話料的額対象外の番号があります)

10分を超過した場合、11円/30秒の従量課金になります。

【従量課金】

●通話料(国内) 11円/30秒

●SMS 送信料 国内へ送信1通当たり3円 国外へ送信1通当たり50円 国外からの送信1通当たり100円

【故障時の費用】

端末の故障、破損が発生した場合、代替え機(同等品)へ交換いたします。

交換に伴う免責として、1回目22,000円 2回目以降33,000円/回をいただきます。

※故障した端末は、返却いただきます。

【途中解約時の違約金】

違約金 1,760円×残余月数分を請求させていただきます。

※解約後に端末は、返却いただきます。

但し、契約から2年経過しておりかつ、oni の別端末へ機種変更する場合、違約金は免除となります。

【盗難紛失時の費用】

契約後:1年未満132,000円 1年以上88,000円 2年以上55,000円 3年以上33,000円
4年以上1,100円

附則

- 1 代理店を通じての加入についても一般加入と同等とします。
- 2 この約款の施行 2026年1月28日より施行します。